

三木市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、三木市契約規則（平成4年三木市規則第9号。以下「規則」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、市が兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して実施する入札（見積書の提出を受けて契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）及びこれに関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 送信 電子入札システムを使用して電磁的記録を送達することをいう。
- (4) 紙入札 入札書を、所定の日時まで直接提出し、又は市が指定する方法により提出することにより執行される入札をいう。
- (5) 電子入札書 案件名、入札金額、入札者の氏名等について、電子署名を施した上で送信される入札に関する情報をいう。

(参加資格)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該電子入札に関し、市の入札参加資格を有すること。
- (2) 市が発行する電子入札システムに係るID及びパスワードを取得していること。
- (3) 電子入札システムにおける利用者登録が完了していること。
- (4) その他入札公告等で規定する要件を備えていること。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、地方公共団体における組織認証基盤（LGPKI）が発行するものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもの
- (2) 市の入札参加資格者名簿に登載された者の代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもので、当該 I C カード情報を市の電子入札システムに登録したもの
- (3) 入札参加者が共同企業体である場合は、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、当該 I C カード情報を市の電子入札システムに登録したもの

3 入札参加者は、I C カード情報の登録内容に変更が生じた場合は、直ちに当該登録内容を変更しなければならない。

4 入札参加者が I C カードを不正に使用した場合は、当該入札参加者が行った入札は、無効とする。

（案件登録）

第5条 契約担当者は、電子入札により行うこととした案件について、電子入札システムに案件登録を行うものとする。

2 案件登録の内容は、案件の概要、案件の詳細、電子入札の実施に係る期間及び開札日時とする。

3 案件登録後、登録内容に錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件を削除し、改めて電子入札システムに案件登録を行うものとする。

（開札日時等の変更）

第6条 契約担当者は、案件登録後、開札日時等を変更する必要がある場合は、入札参加者に対して、開札日時等を変更することを電話等の確実な方法により連絡するとともに、速やかに開札日時等を変更通知書により通知するものとする。

（紙入札への変更）

第7条 市の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用することができない場合は、入札方法を電子入札から紙入札に変更することができる。

（入札参加申込み）

第8条 電子入札システムによる入札参加申込みは、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を送信することにより行うものとする。

（入札参加資格確認資料等の提出）

第9条 入札参加者は、市長に入札参加資格確認資料、積算内訳書等の資料（以下「提出資料」という。）を提出するときは、当該提出資料に係るファイルを電子入札システムにより送信するものとする。

2 入札参加者が提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイル形式は、次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時にファイルの内容が損なわれる機能を使用してはならない。

アプリケーションソフト	ファイル形式
Microsoft Word	Word文書形式（拡張子 .docx形式）
Microsoft Excel	Excelブック形式（拡張子 .xlsx形式）
Adobe Acrobat	PDF形式（拡張子 .pdf形式）

3 提出資料に係るファイルを圧縮する場合は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式を用いてはならない。

4 契約担当者は、提出資料に係るファイルにウイルス等の不正プログラムの混入があることが判明した場合は、次のとおり対応する。

(1) 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した入札参加者と再提出の方法を協議する。

(2) 完全にウイルス等の不正プログラムを駆除することができない場合は、電子入札システムによる再提出を認めない。

（郵送等による提出資料の提出）

第10条 契約担当者は、次に掲げる提出資料については、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出させることができる。

(1) 提出資料に係るファイルの容量が3MBを超えるもの

(2) ファイルにウイルス等の不正プログラムの混入のおそれがあるもの又は電磁的記録の復旧が不可能であるもの

(3) 特定共同企業体に係る協定書

(4) 共同企業体の各構成員から代表構成員に対する委任状

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が郵送等による提出を指定したもの

2 入札参加者は、提出資料に前項各号に掲げるものが含まれる場合は、全ての提出資料を一括して郵送等により提出しなければならない。

3 郵送等による提出資料を受理したときは、速やかにその内容を確認し、補正等の必要がない入札参加者に対して、参加申込受付票を発行する。

(紙入札の承認)

- 第11条 電子入札によるものとした入札において、紙入札による参加を希望する入札参加者は、電子入札によることができない理由を明らかにした紙入札承認申請書を市長が定める期日までに提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、紙入札による参加を承認することができる。
- (1) ICカードの更新又は再発行の途中であり、当該手続中であることが証明できるとき。
 - (2) 暗証番号の誤入力により、電子入札システムの使用が停止されたとき。
 - (3) 指名競争入札において、電子入札システムに登録を行っていないにもかかわらず指名を受け、直ちに登録できないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があり、かつ、入札執行の手続に支障がないと市長が認めるとき。
- 3 市長は、紙入札による参加の適否を決定したときは、紙入札承認・却下通知書により通知するものとする。
- 4 市長は、紙入札による参加を承認するときは、次に掲げる事項を除き、入札に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とする。ただし、紙入札承認申請書が提出されるまでの間に電子入札システムにより申込書及び入札参加資格確認資料を受け付けた場合は、当該申込書及び入札参加資格確認資料を有効なものとして取り扱い、第1号の規定は適用しない。
- (1) 申込書及び入札参加資格確認資料を契約担当者が指定した日時及び場所に持参すること。
 - (2) 入札書及び積算内訳書等をそれぞれ別の封筒に封入し、契約担当者が指定した日時及び場所に持参すること。
 - (3) 入札書の記名押印は、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者のうち契約の名義人となる者の記名押印とすること。
 - (4) 入札書には入札金額等の必要事項（電子くじに係るくじ番号の3桁の任意の数字を含む。）を記載すること。
- 5 契約担当者は、電子入札書受付締切日時までに電子入札システムに紙入札による参加を承認された入札参加者の登録を行わなければならない。
- 6 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札者から提出された入札書に記載された入札金額及び電子くじに係るくじ

番号（記載がない又は記載内容が不分明である場合は、入札書に記載された入札金額の上3桁の数字とし、入札金額が2桁以下の場合は、当該金額を右詰めし、冒頭に「0」を付した3桁の数字とする。）を紙入札による参加を承認された入札者に代わって電子入札システムに入力するものとする。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、電子入札書受付締切日時前で、かつ、電子入札書を送信するまでの間に限り、電子入札システムにより辞退届を送信することで入札を辞退することができる。

2 前項の場合において、緊急やむを得ない事由があるとき又は電子入札書の送信後に入札手続を継続し難い特別な事由が発生したときは、あらかじめ電話等の確実な方法により契約担当者に連絡し、事後に辞退届その他必要な書面を提出することで、辞退届の送信に代えることができる。

3 電子入札書受付締切日時までに電子入札書の送信がなく、かつ、第1項の規定による辞退届の送信又は前項の規定による辞退届の提出がない入札参加者については、電子入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

（入札書提出後の取扱い）

第13条 入札参加者は、入札書提出後に入札書を書き換え、引き換え、又は撤回をすることができない。

2 入札書を提出した後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなり、その他の当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札書を提出した入札参加者が当該入札に参加する資格のない入札参加者がした入札として無効の扱いとする。この場合において、当該入札書を提出した入札参加者は、開札予定日時までにその旨を市に届出なければならない。

（電子入札書受信確認通知の保管）

第14条 電子入札書を送信した入札参加者は、電子入札書を送信した証拠として、電子入札書受信確認通知を保管しなければならない。

（電子入札書受付締切り）

第15条 契約担当者は、入札参加者に入札締切通知書を送信するとともに、入札参加者の業者詳細情報を保管するものとする。

（積算内訳書等の内容確認）

第16条 契約担当者は、積算内訳書等の内容確認のために必要な時間を勘案した上で、電子入札書受付締切日時後開札前までの

間に、内容確認を行うものとする。

(開札状況に関する情報提供)

第17条 契約担当者は、開札手続に時間を要する場合は、電子入札システムにより開札の進捗状況を入札参加者に知らせることができる。

(開札の手順)

第18条 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札参加者がある場合は、紙入札を承認した者に立ち合わせ、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認する。

2 契約担当者は、開札日時を経過したときは、遅滞なく開札手続を開始するものとし、紙入札による参加を承認された入札参加者がある場合は、当該者に代わって入札金額を電子入札システムに入力するものとする。

3 契約担当者は、入札に使用されたICカードが入札参加資格者名簿に登載された者の代表者等が取得したものであることを確認するものとする。

4 契約担当者は、前項の確認を終えた後、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませて一括開札を行い、落札決定を保留する。ただし、落札者を決定することができる場合は、第5項から第7項までに規定する手続きを省略し、落札者を決定するものとする。

5 契約担当者は、落札決定の保留を確認した上で、執行担当署名を付加する。

6 契約担当者は執行担当署名を付加した後、保留通知書を入札者に送信する。

7 落札となるべき入札をした者に、入札参加資格確認資料を郵送等により提出させるものとする。

(落札者の決定)

第19条 落札者を決定した場合は、契約担当者は、落札を確認した上で、執行担当署名を付加する。

2 契約担当者は執行担当署名を付加した後に、落札決定通知書を入札者に送信する。

(電子くじによる落札者の決定)

第20条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより決定した順で入札参加資格を確認し、最初に入札参加資格の確認ができた者を落札者とする。

2 前条の規定は、電子くじにより落札者が決定した場合に準用する。

(落札決定の保留)

第21条 入札参加資格の事後審査等（以下「事後審査等」という。）を行う必要があるときは、落札決定を保留し、第18条第5項及び第6項の規定により、保留通知書を入札者に送信する。

2 事後審査等に必要な資料は、調査の対象となった入札参加者に対し、郵送等による提出を求める。

3 契約担当者は、事後審査等を実施して落札者が決定した場合は、第19条の規定により落札通知書を送信する。

(再度電子入札等)

第22条 契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき者がいない場合において、再度電子入札を執行する必要があるときは、電子入札システムにより、入札参加者にその旨を送信する。

2 再度電子入札は、原則として開札日の当日に行う。ただし、入札公告等で別に定めがある場合は、この限りでない。

3 再度電子入札を執行する場合において、紙入札を行った者又はその代理人が当初の入札の開札に立ち会っているときは、紙入札を行った者は、再度の入札書を、紙入札を行った者又はその代理人の記名押印により作成することができる。

4 再度電子入札を執行する場合において、紙入札を行った者又はその代理人が開札に立ち会っていない場合は、当該者は、辞退したものとみなす。

5 第18条から前条までの規定は、再度電子入札を執行する場合に準用する。

6 電子入札の執行回数は、2回までとする。

7 契約担当者は、再度電子入札を執行した場合において、落札者等となるべき者がいないときは、電子入札を打ち切る。入札者がいなくなったときも同様とする。

8 契約担当者は、前項の規定により電子入札を打ち切る場合は、入札参加者にその旨を送信するものとする。

9 第7項前段の場合において、契約担当者は、随意契約の締結に向け、当該随意契約の相手方になり得る者にその旨を送信するものとする。

(その他)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日までに公告する入札にあつては、第11条の規定にかかわらず、紙入札による参加を希望する者は、書面によりその旨を市長に届け出ることにより、紙入札による参加について承認を得たものとみなす。